

浦添市福祉教育推進事業活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福祉教育推進活動を行う浦添市内の保育園・所、こども園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等に対し、赤い羽根共同募金配分金から予算の範囲内において、その活動に要する経費を、社会福祉法人浦添市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が浦添市福祉教育推進事業活動助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象校)

第2条 助成金の交付対象は、浦添市内の保育園・所、こども園、小学校、中学校及び高等学校(特別支援学校含む)(以下、「推進校」という。)とする。

2 赤い羽根共同募金運動に理解と協力のある園(所)または学校とする。

(助成金)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げるいずれかの事業を申請できるものとする。

- (1) 20,000 円以内 推進校が福祉教育活動を推進する事業
- (2) 50,000 円以内 推進校が体系的に福祉教育活動を積極的に推進する事業
- (3) 100,000 円以内 推進校が体系的かつ地域社会とともに福祉教育活動を積極的に推進する事業

(助成金対象外経費)

第4条 次の各号に掲げる経費は、助成金の助成対象外の経費とする。

- (1) 人件費に係る経費
- (2) 備品(10,000 円以上)に係る経費

(交付申請)

第5条 助成金の交付を申請する推進校は、浦添市福祉教育推進事業活動助成金交付申請書(様式第1号)及び申請する事業の計画書(別紙1、別紙2)を当該事業年度の4月15日までに本会会長に提出しなければならない。

(助成金の審査)

第6条 助成金申請が期日までであった場合、本会会長は速やかに浦添市各種団体活動助成金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を開催し、申請内容について審査する。

2 審査委員会については、本会会長が別に定める。

(助成金交付決定)

第7条 本会会長は、審査委員会で申請内容を審査し、適当と認められるときは、助成金の交付を決定し、浦添市福祉教育推進事業活動助成金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 決定された助成金については、計画どおりに予算執行するものとする。

(事業の変更等)

第8条 助成金の交付決定を受けた推進校が、助成対象事業の変更又は廃止をしようとするときは、浦添市福祉教育推進事業助成金交付変更(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、本会会長の承認を得なければならない。

2 本会会長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査の上、助成対象事業の変更又は廃止について承認の可否を決定し、浦添市福祉教育推進事業助成金交付変更(廃止)承認通知書(様式第4号)により交付団体に通知するものとする。

(助成金の停止または返還請求)

第9条 助成金対象活動及び事業が次に掲げる事項に該当すると認められた場合は、助成金の停止又は返還を求めることができる。

- (1) 申請書及び関連書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 助成金が申請した目的以外に使用された場合
- (3) 助成対象である活動・事業を実施しなかった場合

(実績報告)

第10条 助成金の交付を受けた推進校は、当該事業年度の3月末日までに浦添市福祉教育推進事業活動助成金実績報告書(様式第5号)を本会会長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、令和3年3月1日から施行する。
2. 平成19年5月1日施行の浦添市福祉教育推進事業活動助成金交付要綱は廃止する。